

平成 17 年 3 月 7 日

千葉県教育会館

司会(渡邊副課長):

定刻より若干早いですが、全委員がお揃いになりましたので、ただ今から千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます自然保護課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、配布資料を確認させていただきます。

初めに、会議次第がございます。

次に、議案書「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」の策定について

そして、資料 No.1 から No.3 までの綴りがございます。

以上でございます。

それでは、早速ですが、お手元にお配りしてあります会議次第に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本日の鳥獣部会は、委員が 10 名のところ 7 名の御出席をいただいておりますので、半数以上の出席があるということで、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定によりまして、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

部会長あいさつ

司会(渡邊副課長):

それでは、初めに、柴田部会長からご挨拶をお願いいたします。

柴田部会長：

部会長の柴田でございます。今日は、年度末でご多忙のところをお出掛けくださりまして、本当にありがとうございました。

本日の議案につきましては、平成 17 年 2 月 1 日付けで知事から諮問のありました「千葉県特定鳥獣保護管理計画」の中で特にニホンジカを主とした計画案についての審議でございますが、委員の皆様方には十分にご審議をいただき、知事に答申したいと存じますので、よろしく願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

司会(渡邊副課長)：

どうもありがとうございました。

環境生活部長あいさつ

司会(渡邊副課長)：

次に、環境生活部長の挨拶でございますが、米田環境生活部長が所用により欠席しておりますので、代わりまして、環境生活部の出口次長から挨拶申し上げます。

環境生活部次長：

環境生活部次長の出口でございます。千葉県環境審議会鳥獣部会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の鳥獣行政の推進について、それぞれのご専門の立場からご指導、ご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、近年は、野生鳥獣の保護に対する要請が高まる一方で、生息域の拡大や生息数の増加により、農林業への被害や自然植生への影響を及ぼす鳥獣の問題も深刻なものとなってきておりまして、人と野生鳥獣との関わり方がクローズアップされております。

本県におきましても、特に南房総地域における野生猿や野生鹿による農作物等への被害の歴史は古く、長年被害を受けている地元からは、保護管理対策の推進について、ご要望等をいただいているところでございます。

本日皆様にご審議いただく案件は、本県に生息するニホンジカの長期的な保護管理の方向性を決める「特定鳥獣保護管理計画の策定」についてでございますが、これは、人と野生鳥獣の関わり方を模索する上で、大変重要な計画となっております。

詳細につきましては、後ほど事務局から御説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

司会(渡邊副課長)：

どうもありがとうございました。

ここで、このたび新しく本部会の委員に就任された方を御紹介いたします。

(社)千葉県観光協会会長職務代理者の安藤勇様でございます。

また、今年度初めてお見えになる委員さんもおられますので、私から事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました環境生活部の出口次長でございます。

続いて、自然保護課の神津課長でございます。

続いて、本審議会の議案を担当します自然保護課鳥獣管理対策室の近藤室長でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これよりご審議をお願いいたします。部会の議事進行については、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、部会長が議長となることになっておりますので、柴田部会長さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

柴田部会長：

ご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

審議に入ります前に、議案の公開についてお伺いいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規定第9条の規定によりまして、原則公開となっておりますが、議案については非公開にすることもできます。

本日の議案は、公開でよろしいと考えますが、委員の皆様、ご賛成いただけますでしょうか。

(「賛成」の声あり)

ありがとうございます。ご賛成いただきましたので、本日の議案は公開といたします。

また、本日の議事録は、後日事務局が作成し、本日ご出席の委員の皆様のご了解を得た上で公開することになります。また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については事務局が作成し、部会長の私が確認の上、公開することでご了承いただきたいと思います。

それでは事務局の方、今日は一般傍聴人がいらっしゃいますか。

事務局：

はい、いらっしゃいます。

柴田部会長：

それでは、その方に入室していただきましょう。

(傍聴者1名入室)

議事録署名人の指名

柴田部会長：

初めに、千葉県環境審議会運営規定第 10 条の規定により、議事録署名人を 2 名指名させていただきます。

蒲谷委員と広瀬委員にお願いします。恐縮ですがよろしくお願いいたします。

諮問事項

「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」の策定について

柴田議長：

それでは、平成 17 年 2 月 1 日付けで知事から県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました議案についてご審議をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号の「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の策定について」、事務局からご説明をお願いいたしましょう。

自然保護課長：

それでは、私から「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)案」につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、本計画の法的な位置付けについてご説明させていただきたいと思っております。

特定鳥獣保護管理計画については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条第 1 項において、“知事は著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して、長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を定めることができる”と規定されております。また、同条第 7 項において、審議会の意見を聴くこととなっておりますので、本日お諮りしているところでございます。

また、計画を策定後には、これを県報等で公表し、環境大臣に報告することとなっております。

次に、本計画案の作成の過程についてご説明いたします。

本計画案については、平成 16 年 5 月に設置いたしました「千葉県特定鳥獣保護管理計画策定検討会」が、平成 16 年 7 月から 17 年 1 月までの間に、現地調査も含めて 6 回の検討会を実施し、作成したところでございます。

検討会は、学識経験者を初めとする 19 名の委員で構成されております。

資料 2 の 1 ページに委員名簿を掲載いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

また、この間に、関係市町村、関係機関への協議、あるいは県ホームページ上でのパブリックコメント等を実施してきたところです。その結果については、資料 1 に掲載させていただいております。

また、本計画案については、鳥獣保護法に基づく公聴会を開催し、その中身については資料 3 に概要を記載しているところです。公述人は 10 名で、条件付賛成も含め、全ての公述人の方から賛成のご意見をいただいております。

それでは、計画の内容について、項目に従ってご説明いたします。

それでは、計画の本文 1 ページをお開きいただきたいと思います。計画の策定の目的及び背景でございますが、本県に生息するニホンジカは、房総丘陵を中心に、他の地域とは交流のない孤立した個体群として生息しています。かつては非常に生息数が少なくなりましたが、現在は生息数の増加、生息範囲の拡大により、農林業等への被害が続いている状況です。そのため県では、特定鳥獣保護管理計画の制度に基づき、「生物多様性の保全」「農林業被害の軽減」「ニホンジカ地域個体群の将来にわたっての安定的な生息維持」が図られることを目的とし、計画を策定することといたしました。

次に、本計画の下に保護管理する鳥獣は、「ニホンジカ」です。

計画の期間は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

これについては、第 9 次 5 か年計画の鳥獣保護事業計画に合わせるということで、2 年間としたところでございます。

本計画の対象区域は、2001年の分布調査においてニホンジカの生息が確認されている市原市、勝浦市、大多喜町、御宿町、鴨川市、鋸南町、君津市、富津市の5市3町となっております。次に、2ページをご覧ください。

特定鳥獣保護管理の目標の前提として、現状の説明をしております。現状は、<1>の「生息環境」から<7>の「狩猟者の動向と個体数調整」まで、7つの項目に分けて整理しております。特に「生息動向及び捕獲状況」、「農林業被害状況」、「狩猟者の動向」についてご説明させていただきたいと思っております。

最初に生息動向ですが、附属資料の20、21ページをご覧ください。シカの分布域の拡大状況や生息数の増加の状況が示されております。最も新しいデータでは、分布面積が440平方キロメートル、生息数が約3000頭でございます。

次に捕獲状況ですが、資料の26ページをご覧ください。折れ線で示しているのが捕獲数のグラフですが、捕獲数は右肩上がりが増えておりまして、近年は年間800頭から900頭を捕獲しております。

一方、シカの繁殖率ですが、本県の場合、1年に約30%増加するであろうと考えられております。つまり、3000頭生息している場合には、年間約900頭が新たに生まれるということになります。

資料31ページをご覧ください。

こちらは、狩猟免許所持者の状況ですが、免許を所持している方は年々減少しております。同時に、年齢構成では、若い方の割合が非常に少なくなり、代わって60歳以上の割合が増加しております。

次に、農林業の被害状況ですが、資料28ページをご覧ください。近年ではシカによる農作物被害の報告は減少する傾向にあります。林業については、東大演習林での記録によりますと、最も被害が早く起こったのは天津小湊町の清澄地区で、昭和56年から記録されております。その後被害が拡大し、君津市側でも発生するようになっております。

そのため、現在では、皆伐面積の縮小や、防護柵等の設置など、被害防除対策を行いつつ、森林整備を行っているところでございます。

次に、本文 7 ページをご覧ください。

本計画の最も重要な部分である保護管理の目標についてご説明いたします。

「目標」は、こちらに記載されております 3 つの項目で、

- 1 自然状態での生態系の保全
- 2 地域個体群の将来にわたっての安定的な生息
- 3 農林業被害の削減、でございます。

この目標を達成するための基本的な考え方についてご説明いたします。

附属資料の 32 ページをご覧ください。

初めに、シカの生息環境の整備や被害対策、個体数調整をきめ細かく実施するための基本的な地域区分として、「ニホンジカ保護管理ユニット」を設定しております。ユニットは 1 市町を 3 から 13 の地域ブロックに分けております。

次に、各ユニットの環境解析を行い、林野率が 80%以上、国公有林率 50%以上の地域を「保全調整地域」とし、それ以外の地域を「農業優先地域」と位置付けており、その図面は附属資料の 34 ページに掲載しております。保全調整地域が斜線部分で、農業優先地域が灰色の部分で指定しております。

次に、目標密度の設定についてご説明いたします。

まず農業優先地域については、附属資料の 35 ページの図をご覧ください。こちらでは、シカの生息密度と農業被害の意識の程度についてグラフにしております。グラフ上部の数字の 15.0 ~0.8 までが 1 平方キロ当たりのシカの生息密度です。グラフの下 A2 から G8 まではユニット名でございます。

農業者の方は、シカの生息密度が高いほど被害の程度が激しいと感じておりますが、シカの生息密度が 4.8/平方キロメートル頭の場合と 2.6 頭/平方キロメートルの場合で、その意識の程度が大きく変化しております。つまり、生息密度が 4.8 頭/平方キロメートル以上の地域では、被害があると答えている方がいずれも 50%以上ですが、2.6 頭/平方キロメートル以下の地域では 50%以下となっております。

この結果から、農業優先地域におけるシカの目標生息密度は、1 平方キロ当たり 3 頭以下とすることを提案いたしております。

一方、保全調整地域ですが、附属資料の 36 ページをご覧ください。こちらは、東大演習林内のシカの生息密度と、スギ、ヒノキの苗木への食害率の関係を調査した結果です。

調査の結果、シカの生息密度と苗木の被害率には明らかな相関関係は見られませんでした。演習林内の清澄地区では古くからシカが生息しており、防護柵等の対策を行わなければ森林の健全な育成が望めない状況にあると聞いております。清澄地区での 1991 年～2001 年の平均生息密度は、1 平方キロメートル当たり 8.6 頭であり、この地区ではこれよりも低いレベルでの生息密度が望まれることとなります。一方、郷台、札郷という地区では、生息密度が 5～10 頭/平方キロメートルであっても、平均被害率は 10%以下でした。10%以下の被害率は、苗木の自然枯損率と比較しても、許容の範囲内ではないかと考えられることから、保全調整地域での目標密度については、被害の発生しやすい場所、被害の発生しにくい場所の差を考慮して、1 平方キロメートル当たり 3 頭から 7 頭とすることを提案いたしております。

本文 8 ページの別表をご覧ください。以上のように、保全調整地域と農業優先地域においてそれぞれ設定した目標密度に林野面積を乗じますと、保全調整地域でのシカの生息数は 620 頭、農業優先地域での生息数は 565 頭、合計で 1185 頭という結果となり、房総でのニホンジカの生息目標としてはこの 1185 頭を中心とし、1000 頭～1500 頭で維持するということを提案いたしました。

この目標頭数については、「地域個体群の安定的維持」の観点から適正かどうかを検証する必要がありますが、環境省が出しております「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル」においては、地域個体群の最低維持水準の目安として、国際自然保護連合の基準を参考にすることが書いてあります。

この国際自然保護連合の基準については、資料2の2ページをご覧ください。国際自然保護連合が示している「絶滅危惧生物の基準」を房総のシカ個体群に当てはめると、D1の「特に小集団」に該当すると思われませんが、この場合、成熟個体で1000個体未満になると「VU」というカテゴリーに分類されますが、この「VU」の意味は「100年間に10%以上の確率で絶滅する可能性がある」というものです。

この特定鳥獣保護管理計画は、野生動物を将来にわたって安定的に維持することが目的の柱となっておりますので、目標を設定するに当たって1000頭以下と掲げることは、計画策定の趣旨に反することになります。今回算出された1185頭という数字については、この1000頭というボーダーラインに非常に近い数字となっていることから、計画の実施に当たっては、個体数調整に偏るのではなく、生息地の管理や被害防除対策を推進することによって、より安定した状態でシカの生息を維持していくということにしております。

本文9ページをご覧ください。ここからは、具体的な対策について記載しております。

まず個体数調整についてですが、これまでどおり県、市町村による個体数調整を実施してまいります。また、これまでは銃器による捕獲が主体となっておりますが、今後は、より安全に、また担い手を確保するという意味からも、囲いわな等による捕獲を検討していくこととしております。

次に狩猟ですが、本県では、昭和36年にオスジカの狩猟を禁止して以来、平成3年度の狩猟期を除いて、長年シカの狩猟は行われておりませんでした。

現在、本県のシカの推定生息数が約3000頭ですので、新たに生まれるシカが年間約900頭と考えられます。これに対して、県や市町村において捕獲している数は、年間約800～900頭となっており、シカの生息数を減少に導くことは困難となっております。

これまで以上にシカを捕獲するための措置として、個体数調整事業の拡充という措置が考えられますが、現状以上に予算が確保できることは非常に難しいということもありますし、今後、個体数調整の担い手が減少していくことも明らかかなところがございます。

そのため、今回の特定鳥獣保護管理計画の策定に併せて、シカの狩猟を解禁することを提案したところがございます。狩猟解禁は、シカの個体数を抑制するためのものであることや、自

自然界での雌雄のバランスを確保するため、オスジカ、メスジカ併せての解禁としております。狩猟解禁については、計画策定検討会の中でも、他県のハンター等が入猟することによる安全面やマナーへの不安の意見や、個体群の保全への配慮の必要性についてのご意見をいただきました。

これらの声に応えるための措置として、現行の鳥獣保護法の中で知事が狩猟に対して行える各種の禁止、制限を組み合わせることにより、狩猟という言葉は趣味の行為を、ある程度行政側がコントロールすることを提案したところです。

具体的な措置の一つ目としては、銃猟による狩猟に関しては、鳥獣保護法第 35 条の規定により、銃猟制限区域を設定し、入猟場所や入猟人数を制限すること。

二つ目としては、鳥獣保護法第 12 条の規定により、狩猟期間や捕獲頭数を制限することです。これらの具体的な制限の内容については、本計画策定後に別途検討の場を設けることとしております。

次に、本文 9 ページ、10 ページの生息環境の保護、整備についてでございます。

生息環境の保護については、シカの生息地を分断、孤立させず、連続性を確保するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続指定と、生息地間を結ぶ回廊となるべき地域の新規指定に努めることとしております。

生息環境の整備については、シカにとって良好な餌場環境を人工的に造らせないため、人工林の長伐期化、伐採面積の細分化や複層林化の必要性について記載しております。

一方、農耕地においても、単に防護柵を設置するのみならず、耕作放棄地や放任果樹の適切な伐採などを行うことにより、シカのみならず、サルやイノシシなどの野生動物に、集落を餌場として認識させない対策を行うことが必要とされております。これは単に被害防止のためだけでなく、栄養価の高い農作物を野生動物に食べさせないことで、繁殖率を低下させる効果も期待できます。

同じく 10 ページの、その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項についてご説明します。

被害防除に関しては、農家の方が自ら行う部分が大きいわけですが、それをフォローするための体制として県や市町村がございます。

県では、現在行っている防護柵の設置助成や、防護柵設置後の保守点検を行う有害獣対策指導員の設置などを今後も行っていく予定です。また、農家をフォローするための体制の裾野を広げていくという意味で、生産者団体や NPO などからも協力を得ることとしております。

11 ページをご覧ください。モニタリング調査については、今後も継続するとともに、その結果は、現状を把握するための基礎データとして活用するほか、本計画に基づいて実施された各種施策の効果を検証し、評価するためのデータとしても活用していくこととしております。

12 ページをご覧ください。計画の実施体制については、計画の策定、対策の実施、効果検証という、保護管理に関わる体制全般について整備、検討していくこととしております。

最後に、情報公開とフィードバックシステムの確立があります。

野生動物に対して多様な価値観を持った県民の方に、より本計画に対するご理解を深めていただくために、計画策定検討会や調査結果を初めとする検討会資料は、全て公開で行ってきたところです。

また、本計画は、継続的なモニタリングや効果検証により、常にその内容を見直していくというフィードバックシステムにより成り立っております。計画策定後は、計画に基づいて各種の対策を行うこととなりますが、これらの効果を検証し、次期の計画に反映させていく作業を行っていくこととしております。

大変長くなりましたが、以上で、「特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)案」に関する説明を終了させていただきます。

柴田部会長：

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に対して、皆様のご質疑やご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

蒲谷委員：

36 ページの図 20 ですが、これは千葉演習林の中でのシカの生息密度と被害率を表しているようですが、私も千葉演習林に関わってきて、札郷地域では被害が少ないというお話もありましたが、札郷地区では若い苗木を植えてシカ防護柵で囲わないとほとんど 100%食われているんです。それでずっと囲っておりますが、この図 20 というのは誰が調査したのか、東大演習林の職員がこの調査を行ったのですか。

事務局：

この資料ですが、東京大学千葉演習林における植栽苗に対するシカ食害調査結果というものがこちらに出ております。これを県でいただきまして…。

蒲谷委員：

誰が調査したの、東大演習林ですか。

だから、どういう調査を設定したかというのがあるわけですよ。

自然保護課長：

それにつきましては演習林から土地所有者として山中先生に検討会に参加していただいておりまして、ご説明して、ご了解いただいた経過がございます。

蒲谷委員：

札郷で調査をやっていたんですが、山中さんは特に参加はしてないですね。

まあ、郷台作業所では植えた後で柵を作っていない所は少ないんですが、実験的に対象区という、柵を作らない所と作る所をつくりますね。そういう所ではデータを取れるんですが、ほとんど植えませんから、こんな結果が出るわけないんですよ。山中さんが論文とか報告書として書いたものならともかく、そうではないんですよ。

事務局：

この報告書に掲載されている調査結果を見ますと、出典ということでそれぞれ調査者の名前が書いてありますが、山中さん、粕谷さん、蒲谷先生、前原さん、1992年から95年まで…。

蒲谷委員：

これは昔の話ですか、昔はそうですよ。でも今のことを問題にしなきゃいけないですよ、現在どうなっているかを。その頃は、95年頃はシカは少なかったわけですよ。清澄の方は多かったかもしれないけど、札幌と郷台は少なかったわけですから。それで生息密度と被害率とかグラフにしても一定の相関も何もないし、わからないわけですね。

事情はわかりました、調査した時の数字が古いということで、わかりました。

内田委員：

素人なので基本的なことをお聞きしたいのですが、今回これはメスジカ、オスジカの両方を捕獲するということですが、例えば一つのエリアの中で、先ほど言われた3~4頭/平方キロメートルぐらいがよいということですが、現在いる3000頭というのは千葉県のこの地域では多過ぎるわけですね。ということは個体数が過剰であるということですね。そういう問題から人里まで降りてきて芽などを食べるということですね。今度は逆に減らしてしまった場合には、個体間で血が濃くなるというか、そういうことは起きないのですか。生物科学的にいうと遺伝子の部分で、例えば人間で言うと兄弟間でみたいなのがありますね、そういう問題は起きないのですか。

自然保護課長：

私も事務担当で詳しいことがわからなくて申し訳ないのですが、先日、検討委員会の中で、専門家の先生方もおられてそういう話をしたところ、最低1000頭という中で繁殖率30%というのはわかっているのですが、3000頭の中で雌雄の別がわかるのかといわれると、明確な数値は出てないということです。それで、オスだけ捕ってよいということにすると繁殖率の問題がありますので、オス、メス併せて、とりあえず絶滅の分岐にならない線の中に入るようにする、ここまでは狩猟あるいは我々の行っている調査捕獲の中で減らすことが、被害を減らすことになるだろうということで検討していただいたところでございます。

蒲谷委員：

それでは、基本的なこと伺いたいのですが、8 ページに「目標密度の設定」があって、保全調整地域が 3～7 頭、農業優先地域は 3 頭以下と書かれてますが、保全のための目的ですが、シカの保全のためだけを考えたのでは自然環境保全は守れないと思うんです。例えば広葉樹の林があって下層に草本層がある、そういうのがごく当たり前だったわけですが、特に千葉演習林の地域においてはシカがほとんど食べ尽くしてしまって、シカの嫌いな植物だけが残っている状況になると、そこに生息している昆虫とかクモ型動物とか、土の中にいる土壤動物が、地上で生産された、特にシカが食わないようなものの腐食物を食べるようなことになるので、こういうことをきたさないようにシカの頭数を調整しなければいけないのですが、千葉演習林については保全調整地域になっていると思いますが、現時点では平均すると 7 頭／平方キロメートルぐらいいるわけですね。3～7 頭とすると、基本的には今の荒れた林床植生をずっと残して、他の動物を侵入させない、生活できないようなものをつくってしまうので、私の考えとしては、いろいろ他にもありますが、1 頭／平方キロメートルでも被害が出る。まあそこまで言わなくても、3～7 頭ではなくて 3 頭以下／平方キロメートルにする。

それから、農業優先地域でなぜ「3 頭」を書くのかわからない。農業優先ということは人間のために農業が維持できなければいけないわけでしょう。僕はゼロでよいのではないかと思う、ゼロを目標にする。そうした場合にはなぜ困るかという、先ほどの遺伝子などの問題で 1000 頭いないと困ると。千葉県のシカは他の地域との交流がなくて特殊な地域個体群だから守ろうという前提があるわけですね。別に僕は守らなくてもよいと思うんです。縄文時代とか江戸時代とつながってずっといたわけで、千葉県とか伊豆半島では戦後米軍がシカを相当捕獲して、千葉県では 50 頭以下ぐらいになった時もあるんですよ。そこで千葉県では自然保護課さんとか林務課さんが、守ろうということで狩猟も駆除もしてなかったのが増えてきたわけです。だから、極端なことを言えば 50 頭でもいいかもしれない。北海道の洞爺湖などでは 2～3 頭だったものが 100 頭以上になって増えてしまったことがあるわけですから。なぜ 1000 頭と、いろいろな種類を滅却して全て 1000 頭に合わせなければならないのか、よくわからないんです。

元に戻りますが、農業優先地域と名付けたのなら、本当に優先するような形にしなければいけないのではないかと思います。

自然保護課長:

今の先生のご意見も一つの意見かと思いますが、現時点で我々の検討委員会を経た意見としては、先ほど説明しましたように保全調整地域については3~7頭/平方キロメートルということで、別に7とか3という意味ではないのですが、意見としては東大演習林の中ではできるだけ少なくしてほしい部分もあります、というような意見はございました。その中でとりあえず「3~7頭/平方キロメートル」でご了解いただいた、現実には被害を受けている人とか専門家の意見の中で、保護団体の方もおられたわけですが、ご了解いただきました。

また、ゼロという数字も確かに必要だろうと思いますが、ゼロを目指すとの国の基準の数値1000頭を割り込んでしまいうだろうということもありまして、現時点では国の指導等を参考にして提案させていただき、検討委員会も集約の形を得たところでございます。

蒲谷委員:

今3000頭いるわけですから、捕獲して1000頭になった時点で見直せばいいと思うんです。そうしないと、いつになっても減りませんよ。予算がないからということで、毎年900の新しい個体が生まれるということで、ずっと維持されることになりかねない。ですから1000頭が目標なら、いつ1000頭になるのかという目標を掲げないと、特定鳥獣保護管理計画ですから、今年度とか来年度ではなくて長期的に、いつまでに1000頭とか1185頭という頭数にするのか、それが明確でないと、計画を立てて大勢の方が、愛護団体の方も被害を受けてる方も含めて、納得するような形で決めていかないと、この保護管理計画が達成しないというか目的を達することができないのではないかと。ニホンザルの保護管理計画でも、何頭にするかという目標は書かれなかったわけですね、特定鳥獣保護管理計画の中に。そういうことを何も書かないというのは、それで皆さんで議論しても税金の無駄遣いではないかと私は思いますので、よろしく願いします。

自然保護課長:

今の蒲谷委員のご質問もありますが、サルと違って、今回シカの場合については一応1000頭から1500頭という数字を目指しております。これについては2カ年事業の中で、特に狩猟圧

を強めたい。今は約 3000 頭の生息数に対して 900 頭前後の自然増分の駆除しかできなかったという反省もありまして、今回は解禁解禁についての計画の中に入れさせていただきました。

蒲谷委員：

狩猟解禁について、さっきお話しいただいたのはよくわからないのですが、いつから実施されるのですか。

自然保護課長：

先ほどもちょっと説明しましたが、17 年度の狩猟期からということで考えております。

今年は狩猟期が終わりましたので、平成 17 年の 11 月 15 日からの 3 カ月の中で、安全のこともありますので、これから協議会、関係者との意見調整にもよりますが、今考えているのは、銃器に関しては後半の 1 カ月(平成 18 年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで)、ヤマドリ等の狩猟の終わった後にしたいと考えております。

蒲谷委員：

狩猟を解禁するということで、保護もできるということですか。

自然保護課長：

それは、この間の検討委員会の委員さんの中で、今まで自然保護団体さんが反対して「罷りならぬ」と言われてきたのと、現実に狩猟による事故等も起きてなかなか難しかったという事がありますが、今回はそれを新しい手法として取り入れさせていただいたことが一つ。

あと、囲いわなとか檻とか、銃ではないものを使っての捕獲もかなり効果が上がっておりますので、農業者の方達には、シカのわななど安全面を考慮した上で取り入れていきたいと考えております。これについては 3 カ月まるまるを想定しているところでございます。

蒲谷委員：

私は前々から狩猟を解禁しないと県の財政が持たないからと主張していたのですが、認めていただいてありがとうございました。どうも失礼いたしました。

柴田部会長：

この年次が2カ年ということですね。そうすると、例えば今年11月15日で第1回、来年も1回、つまり2回狩猟ができるわけですね。2回分の狩猟で予想したとおりの捕獲ができるかなというのは、如何でしょうか。

自然保護課長：

確かにそれは検討委員会の中でも意見がありまして、この計画については本来であれば5年ぐらいの中でやりたいのですが、上位計画である第9次5カ年計画が平成19年3月31日までで、あと2年しかないものですから、これに合わせています。この計画自体がその都度改訂させていただくということもありますので、目標数値もそういう中で対応したいと考えております。

柴田部会長：

実は私もそれでいいと思っているんです。蒲谷先生から、これはいろいろ問題が多いよとご指摘があったのですが、ご存じのように今シカは日本全国で増えておりますね、北海道とか日光の戦場ヶ原などニッコウキスゲをみんな食べられてしまって、東北でも西日本でも増えてますね。これは蒲谷先生ご指摘のように、シカは草食獣なので餌になる草がうまく生えるような条件があるとたちまち増える、人口爆発のような増え方をしますね。

今までは、これはいかんというので、例えば神奈川県では目茶めちゃに捕ったのですが、あの頃は狩猟法でオスしか捕れないので、オスとメスとの性比のバランスが崩れてメスジカばかり増えてしまった。そうすると今度は特別許可でもってメスジカの駆除をやってみたんですが、あまり成果が上がらなかったんです。

そのようなゲームハンティングにかこつけてという言葉が悪いですが、それを使って駆除するということが無理がある。僕は、プロのコントローラーをきちんと考えていかないといかんとその頃から意見していたんですが、神奈川県は実は私はシカ問題にすごく関わってきまして、戦争前から禁猟になっていたのを米軍が入ってきて、ご存じの横浜にいたハンク・ウォーカーという将軍が猛将で、彼は猛将とともにアウトローで、あちこちで日本のシカを撃ちまくった。そして、朝鮮戦争の時に乗っていたヘリコプターが電線に触れて、落ちて死んだんです。それ

を神奈川の連中はみんな“シカの祟りだ”と言っていたんですね。それくらいアウトローだったんですね。

そんなことがあって、昭和13年から10年禁猟していたので、ハンターの方たちが解禁しろと。その時に、僕らが調べたのでは350頭ぐらいしかいなかった。ところが猟友会の方は2000頭いると言うんですね。あまりにも数の違いが激しいので、それで調査をしたんです。そしたら理論上は950頭、これは調査をベースにした数値が出たものですから、950頭プラスアルファで、今のお話のように1000頭以下だとちょっと種族の保持が難しいだろうというので、1200頭～1300頭は捕ってもいいだろうというようなことで、猟区経営までしてやったんですが、10年間禁猟にしたので人口爆発が起こって造林地が目茶くちやに壊れた。それで猟区経営もあまりうまくいかなかった。ということでいつの間にか目茶めちやに撃たれるようになって、いま丹沢のシカは危機的な状況にある。

神奈川県は数年前にかなりの経費を投じてシカの調査をしたのですが、はっきりした数値がつかめない。それと同時に、シカのためにもすごい植生の荒廃が起こっているのだから、シカを捕らなければいかんということで、議論が揉めているんですが、実態そのものがよくわからない。それに比べますと、南房総の今度の資料は現況がかなり把握されているので、私は、この2年間、お試しという言葉がありますけど、とにかくこのとおりにおやりになってみて、きちっとデータを取って、それに基づいて修正が必要なら修正する、それで良かったらさらに5カ年計画の中に汲み上げていく、といったいき方でよろしいのではないかと。ご存じのようにシカの問題は非常に難しく、いろいろな学説があって、これはIUCNの基準に準じてますが、日本のこれに妥当であるかということも問題だと思いますが、やってみなきゃわからんというか、正直いってそんな現況ではないかと思うんです。

ですから、内田委員のご指摘があったように、オスもメスもとにかく一緒に捕ってみよう、オスだけ捕るとするのはやはりいろいろ問題があるだろう。メスは貯金の元金ですからやたらに捕ってしまうと全部ダメになる恐れがある。この期間に雌雄かまわず捕ってみて、特にメスについては年齢的なチェックをして、つまり繁殖可能年齢のメスがどのぐらい捕られているかということについてはチェックする必要があると思いますね。オスは1頭いればあちこち種付けて歩きますから、よいオスが1頭いれば相当負担が助かるんだらうと思いますが、そんなことで、かなり緻密に立てられていながら、理論的にはまだかなり危険というか分からないところもあるし、学説の分か

れるところがあると思いますね。とりあえずこれでやってご覧になって、その時のデータをきち
と取って、次に備えるというのは如何かなと私は思うんです。

湯浅委員：

先程来、先生方から意見が出されておりますが、私ども農業団体からすると、シカの被害で
ずっと苦しんできたということですから、極力、農業地域の中にはシカは生存していただきたく
ない、基本的にはそういう考えであります。この審議会の中でも個体維持とかそういう中で、農
業団体としても最低限の受忍義務と申しますか、その範囲でやっていこうというつもりできて、
農業者の理解を得ながら今日まできてるわけですね。今回の 3000 頭から約 1200 頭にする
という計画は、いったんこれをやってみる、どういうステップを使って 1200 頭にできるかとい
うことが大変重要だろうと私は理解しています。狩猟期間の関係を抜けば、来年 900 頭の倍の 1800
頭を捕獲しなければ、1200 頭のレベルまでいかないわけですね。私どもはそのような形で実
は期待しています。ただ、いま言われたように、狩猟を解禁してこういうふうな形でおやりになる
ということですが、その実現性ですね、今まで 900 頭のところが 1800 頭まで捕獲することが可
能かどうか。そこがしっかりしないと、農業者に「ここまで、こうやるから我慢してくれ」と言
ってきた経過があるわけですから、ここに書かれている数字だけではなくて、実効性というか具
体的なステップアップのところを是非聞かせていただきたいと思います。

自然保護課長：

確かに検討委員会の中でも、この実現についてはどうなのかという話はございました。

狩猟については、今まで捕ってはならないような場所も含めて解禁の場所を検討したいと考
えております。

それと同時に、今の案でいきますと銃猟は 1 月 16 日から 2 月 15 日にやりますので、その
後、県が生息数調整をする場所も、シカが逃げて密度が濃くなった場所を検討しようというよ
うなことで、二重三重にやっていきたいというふうには思っております。

効果の問題もありますし、もう一つ、先ほど言いましたようにわな、檻等で 3 カ月通してやる
という効果が現れるのではないかと。これはイノシシについても爆発的に増えているのですが、
イノシシが檻等による捕獲ができるということがありますので、シカの個体は相当大きいとい

こともありますが、そのために設置するというのであれば少し効果が出てくるのではないかと
いうことで、数値は倍捕れるかと言われて、「はい、捕ります」とはなかなか言い難いのですが、
努力したいと考えております。

柴田部会長：

農業優先地域に3頭という考え方は、湯浅委員が言われたように農業優先地域にはシカは
いないほうがよいのであって、あえてそこに3頭と言う必要はないだろう。

非常に問題なのは、日本はどこでもそうなのですが、シカの駆除を鉄砲で撃つことにすると、
どうしても猟友会の皆さんのお力添えを仰がなければならない。猟友会は本来は趣味の団体
で狩猟を楽しむ団体ですが、猟友会の会員さんは、国家社会にお役に立つなら喜んでやりまし
ようとお引き受けするわけです。ですが、この比喻はまずいんですが、もしも警察が凶悪犯を逮
捕するのに、柔道のクラブとか空手のクラブの人に頼むかということ、そんなことはありませんね。
だから本筋を言えば、猟友会に頼むこと自身ちょっと異常なことではないかと認識しなければい
けない。今日は小川委員がお見えにならないのですが、千葉県の猟友会員の数がものすごく
減った、特に若手の会員が少なくなっていて、県からの付託にどのぐらい適切に応えられるか
大きな問題になってくるのではないかと。

したがって、いま課長さんが言われたように、鉄砲で撃つだけが捕獲ではないので、いろい
ろな手段を使ってやってみる。子鹿が産まれた時に犬を使ってその子鹿を捕まえるという方法
は、数のコントロールにはかなり効果がある。そういうことは今まで皆さん思いもなかったわ
けですね。

私はよくこの審議会で冗談に言うんですが、習志野の空挺部隊の狙撃兵を起用してシカを撃
たせる。その成果は実は北海道とか東北とかに生かせるんですよ。みんな試行錯誤している
んです。

それから、課長さんがおっしゃるように、銃器だけでなくいろいろな手立てで捕まえる
ということを考えると、例えば箱わなとか、落とし穴とか、くくりわなとか、シカの捕獲の仕方は他
にもいろいろな手立てがある。場合によってはトラバサミでもいい。ただ、シカだけを選択しなけ
ればならないという要素があって、トラバサミのように無差別にかかる、大事な動物がかかっ

て死んでしまったりすることがあります。箱わなとか落とし穴でしたら、中で生きてますから、見て、シカでなかったら逃がすということは可能ですね。ところが、多くの行政はシカの駆除という銃獲しか考えてない。そこらのところはもう少しフレキシブルに考える。くくりわなでもストッパーを付けておくと、シカは引っかかるけど他の動物は外れるというか、そういう手立てがあるんですね。

そこらのところは非常にフレキシブルにお考えいただいて、この2年間の期間をむしろ実験期間とおとりになって、いろいろ積極的におやりになってみて、成果が上がればそれをさらに推進していく、上がらなかつたら修正していくということではよいのではないかと思います。非常に重要な課題が山積してますので、今ここでもってこの文言だけを云々して、どこかに絞り込んでしまうということは不可能に近いことだし、それをやったからといってよい成果が上がるかどうかわかりません。とにかくやってみなければわからんというふうに開き直ってお考えいただいて、それこそ前向きに取り組んでみる必要があるのではないかと思いますね。ですから、猟期外に捕獲を考えるというようなことも積極的に考えていく、これは手続さえすればできることです。

蒲谷委員：

私の理解が遅くて申し訳なかったのですが、8ページの別表の最後に「目標頭数」とありますね。この目標頭数というのはどういう、この頭数を捕獲することなのか、それを残すということなのか、よく理解できないのですが、もし捕る頭数としては、現在3000頭いるとしたら、それを1185頭に減らすためには1825頭捕って、その他に新しく子供が産まれるから、それが年間800頭だとすると2年間で1600で、3400頭を2年間で捕獲するという意味ですか、そういう意味なら私はよく理解できたんで、皆さん頑張って……

これをよく見ないとわからなかったもので、大変失礼いたしました。それでは目標に向かってお願いいたします。

柴田部会長：

数値の問題はその辺で、委員の皆様、他に何かご意見がありますか。

広瀬委員：

山の方の関係から一言申し上げたいと思います。まずこの目標頭数等については、3分の1から半分に減らしていけるということで、非常に英断かなと森林関係者としては一応期待している。そして先ほど来ご意見がありますように、その実行については是非ともお願いしたいと思っています。

もう一つこの地域区分の分け方ですが、農業優先地域という呼び方で、課長さんの説明がありましたように保全調整地域以外については農業優先地域と位置付けてみようということですが、何か農業に対して迷惑をかけているというか媚が感じられるんですね。要するにその他の地域で十分ではないか。保全調整地域以外はその他の地域だということではよいのではないかというイメージを持っているのですが、こういう言い方が一般的になされるかどうかはわかりませんが、農業優先地域となると基本的には全部捕獲する、ということがイメージとして出てくると思うんですけどね。

柴田部会長：

かつてエスキモー、イヌイットの人たちが、あの人たちは鉄砲を使いませんでしたので、カリブー(トナカイ)は非常に重要な食料になるので、トナカイを捕まえるのに、極北の地で非常に少なかったと思いますが材木を集めて、それで柵を作って、年に1回そこへカリブーを追い込んで、その中からメスとか子供は逃がして、オスは捕まえて冷蔵して食料にしていた。それが今、近代機器が入ってスノーモービルか何かでライフル銃を持って捕獲するようになって、目茶くちゃになってしまったんですね。

ここは南房総でかなり限定された地域ですので、防鹿柵がいま相当の距離になってますね、400kmでしたかね。だから400kmの防鹿柵を図面上で上手に配置して、年に1回なり2年に1回なり、ある場所にシカを追い込んで、そこでコントロールするということはできないだろうか。南房総はずいぶん広いんですが、神奈川県丹沢の防鹿柵は800数十キロになっているんです。800kmというと神奈川県の海岸線より長いんですね。私は、コンピュータを使ってもいいから、その800kmの防鹿柵を集約できるような図上の作戦を考えませんかといったら、ご担当は手を上げちゃっているんです。ただ、丹沢のシカはポピュレーションが壊滅状態ですね。あまり害がなくて、ある場合はむしろ里山に降りて来て果樹園とか野菜を荒らすということで問題になっているんですが、考えられるいろいろな手立てを考えてみましょうと。

それから農業専用地域の被害防除については、防鹿柵だけでなく、例えば傷んだ漁網を地面にちょっと浮かせて水平に置く、ピンと張るとシカはちゃんと避けますので、引っ掛けたような感じで置いておくと足に絡まってすごく嫌がるんです。そして来なくなるということで、長野県かどこかでそういう駆除の仕方をやっている。

それから、防鹿柵を、硬い金網を垂直に張るのが普通ですが、やわらかい網を斜めに張る、ゴルフ練習場のネットみたいに斜めに張りますと、頭を突っ込んだら向こうに行けないし、飛び越すのは心理的に抵抗があるそうです。それと合わせてそこにシカの嫌がる植物を植える、例えば棘のある植物とかアセビ、シキミのような有毒な植物を植え込んで、畑の中に入れない。そういう手立てをもっと考えられる。

小豆島のイノシシ除けの柵は、今でも痕跡が残っていますが、あんな小さな島で120kmあります、30里ですかね。昔の方は営々として築き上げた。対馬ではイノシシを退治するために島の端から端まで9年かかってイノシシを追い込んで絶滅させました。その時に対馬鹿がいたんですが、最後の2頭(雌雄)だけは不憫だからと逃がした、大友の殿様でしたかね、それが今残っている対馬鹿、これは学問的に非常に貴重な種類ですね。

昔の方はみんなそういう努力を営々孜孜としてやったんですが、今はわりあいそういう努力をしないんですね。机の上で考えて、ちょっとやってみて、うまくいかないとお手上げになる。考え得るあらゆる手段を…。

犬を放つというのは非常に効果的なんです。夜になったらシカの出没する地域に大型の犬を放つと効果があるんですが、これは必ず県条例で放してはいけないとなる。

軽井沢などではベアドッグといって、軽井沢は別荘地にクマがたくさん出て問題になっているんですね。事件を起こすといけないというのでアメリカからベアドッグという犬を導入して、夜になると放すんです。ベアドッグはこんな小さな犬です、クマと戦ったらいちころでやられるんですが、ただクマにまとわりついてキャンキャン、ワンワン吠えかかるので、クマの方は驚いたり嫌がったりして逃げていくんですね。

そのベアドッグと同じような形で犬を放してみるとか、ただ、犬が畑の中に入って踏みしだくということは問題ですので、それについてはまた別の手立てを考える。ありとあらゆる手段を考え

でシカの数減らす努力をする。わずか2年の実験期間だと思えば、この2年間に考え得るいろいろなことをやる。

日本と同じような条件のニュージーランドは、あそこは8種類のシカがいるんですね。もともとニュージーランドは獣はコウモリしかいない国だったんですが、イギリス人が入植する時にあちこちからシカを連れて来て放した、日本のシカも入っているんですが。それが増え過ぎたのをなんとヘリコで上空からバンバン撃ち殺したんですね。それが死屍累々となって片付けないで放っておいたんですが、もったいないということで今コールドチェーンで輸出してます。一番よく買っているのが日本だそうです。マイナス160度ぐらいで凍結してあるそうです、日本の需要に合わせて。日本で鹿肉の需要があるのは冬だそうですね。

だから房総半島で捕れたシカは、うまく食肉市場に乗せるようなことを考えて、シカを捕る方あるいはシカの害を受けて困っている方に何かプラスになるようなことも考える。

すみません、僕ばかり話をして。それでは課長さん。

自然保護課長：

広瀬委員の質問に対する答えになりますが、他県でも農業優先地域という言い方が使われているのが一つと、その他に共存地域とか調整地域という言い方で2つに分けてあると思います。県がなぜ農業優先地域という言い方をしたかという、先ほど35ページで「ユニットにおける農業被害の意識程度とシカ生息密度の関係」で、非常に密度の高い所については農業者の被害意識が高いという、あくまでも農業者を意識した点もございまして、今回の検討会の中では「農業優先地域」という言い方をさせていただいているということでございます。

広瀬委員：

8ページのゾーニングの考え方、最初読んだ時にもう一つ地域があるのかなと思ったんです、イメージとして。よく読んでいくと、分布調査が5年間だから、それが及ぶ所は全部シカが生息して、それ以外はないんだということでこの2つに分けたということですね。わかりました。

蒲谷委員：

私の専門なので直してもらいたいのですが、5 ページの 11 行目に「このような高密度地域では、ニホンジカの不嗜好植物であるシロダモ、イズセンリョウ、アルドオシだけがよく生育する状況となっている」とありますが、いま柴田先生がアセビとかシキミとか言われましたね。それもそうなんですから、「…アルドオシなど…」と入れないと文章的にちょっと、草についても不嗜好植物がたくさんありますから、「など」を入れた方が理解しやすい。

柴田部会長：

ところで蒲谷先生、シカが嫌いな植物というのは、食べられないから嫌いだということ、食べると毒だから嫌いだというのがあると思うんですが、イバラは棘があるから嫌いだということですが、臭いが嫌だという植物がありますか。シキミはどうですか。

蒲谷委員：

ありますよ、シキミも臭いますね、毒があるかどうか知りませんが。マツカゼソウというミカン科の草がありますが、あれもずいぶん臭いますよ。

柴田部会長：

そういうシカの嫌いな臭いを出す植物を植えるのも一つの手ですよ。

蒲谷委員：

植えるのではなくて、そもそもそれがたくさん生えてますから、そういうものだけが残っている。アルドオシはシカは食べるんですよ、嗜好性はそんなに高くはないでしょうが。シロダモとかイズセンリョウはほとんど食べないですね、アセビとかシキミも。

湯浅委員：

先ほどの私の意見の続きですが、実効性を高めるという観点で網とか罠を仕掛けるということですが、実際問題として、網とかわなに掛かったものをどのように始末するかという話になった時に、なかなか難しいところもあるんじゃないかと思うんです。猟友会さんが鉄砲でドンと撃ってしまうなら、それで終了しているわけですが、実際に生き物を押さえてそれをどうするか。山へ持って行って放してやる、それが駆除みたいな方式ですね。今回の場合はそうではないです

ね。その時にわなに掛かったシカをどうするのかという話は、人間の心理としてかなりいろいろな問題があると思うんですよ。したがって、わなで押さえるという気持ちはわかるけれども、その後をどうバックアップするかというものがないと、例えばこれで500頭押さえたとしても、そこは、私は効果が半分以下になってしまうと思うんです。その辺をきっちりフォローアップすることが必要ではないかという感じがします。

柴田部会長：

かつて神奈川県で「可哀相なバンビちゃんを殺すな」と横浜の小学生が知事に手紙を出したんです。当時、内山岩太郎という知事だったのですが、それにすごく感激して、この子供の願望を真面目に受け止めなさいというので生け捕りにしろといったんです。私も実はそのブレーンの一人だったものですから、獣医師を侍らせて、生け捕った時にまず獣医が行って麻酔をして、その麻酔の状態になってから次の処理を考えなさいと言ったんです。ところが地元の人たちが、網に掛かってバタバタもがいているのを見たら興奮してしまって、皆で躍りかかって押さえつけて、雄鹿だったのですが心臓ショックを起こして死んでしまった。シカはわりに心臓ショックを起こしやすいんです。それで待機していた獣医さんがフーフー言いながら山を駆け上がった時にはもう死んでいたんですね。

その時に、みんな興奮して「かかった、かかった」とそのシカを担いで下ろして、川の所で血を抜いて肝臓を刺身か何かで食べて、要するにうまくいったとお祝いをした。その日は他にもわなをかけていたので、翌日回収に行ったら2頭かかって死んでいたんです。

そういうちょっとしたことで興奮して我を忘れるような人たちなら、冷静な駆除はできませんよと僕は言ったんですが、その辺のところはよほど手慣れたプロフェッショナルじゃないと処理できない、難しいところです。日本は遊牧の文明がなかったものですから、鹿とか馬とかあのぐらいの大きさの動物を扱う術を知らないんですね。遊牧の文明ですと子供でも馬1頭ぐらい軽く御すんですが、日本では角の生えた大きな鹿が暴れたらもうどうしようもない。そうすると前後の見境がなく、結局はシカの方がショック死する。三浦半島でも一度猿島から逃げたシカをみんなを取り押さえてショック死させてしまったんです。その辺のところは相当プロフェッショナルな技術とそれに習熟した人が当たらないとうまくいかないですね。

自然保護課長：

ご意見につきましては、市町村等も猟友会の方にもお願いする場合には、今後、狩猟に関する会議を行いますので、その中で十分検討させていただきたい、また効果が上がるように進めていきたいと思っております。

柴田部会長：

これはアメニティの問題ですが、前から問題になっているのですが、南房総でシカが増えたために、イノシシもそうだと思いますが、ヤマビルが増えて大変だと大騒ぎで、私も去年内浦山の県民の森を使わせていただいたのですが、東大の演習林からずっと幅の広い道を降りて来たんです。道の真ん中を歩いている限りは心配ありませんよと20人ぐらいの方を、主に御婦人ですが、連れて行ったんです。ところが、途中でモリアオガエルが産卵している所があったものですから、ドラム缶の水の真上で産卵していたので、それを説明するためにちょっと道から外れたんですね。私が説明を終わってあれっ、「私の左足がもぞもぞしているんだけど、たぶんヒルが入ってますよ」とパツとめくったら、ちゃんと入っていたんですね。それでキャーッとってみんなも見たらお二人に付いていたんです。それで軽いパニック状態になった。内浦山自然の家では、お客さんがそういうことになるといかんというので、濃い食塩水をじょうろの中に入れておいて、出掛ける時にそれを噴霧して出なさいと言ったんですが、あれはズボンがかなり塩水で濡れているぐらいでないとあまり効果がない。

私は偶然の結果で知ったのですが、ムヒとウナが非常によく効くんです、虫さされの薬ですね。私はタイ国のカオヤイという森の中を歩いている時にヒルが16匹たかったんですが、それにウナとムヒを噴霧したら皆コロコロ落ちたんです。あれを何かもう少し、つまり薬品としてのウナやムヒはものすごく高く、こんなカプセルでも500円超えるんですね。それを製薬会社でバンバン散布してもいいような安いものを作っていただいて、それを用意しておいてシュツシュツとかける。あるいは、あれは道端の葉っぱの裏に、カヤヤススキのような葉っぱの裏側に潜んでいて、哺乳動物が通るとその排気の二酸化炭素に反応して出てくるんです。ですから、極端な場合はドライアイスを持って行って、ドライアイスで二酸化炭素を振り撒くとヒルがヒューッと出てきます。そのところへウナかムヒを載せる。あれは塩酸ジフェンヒドラミンと酢酸デキサメタゾンの2種類の薬品とあとはメントールなんですね、スーッと涼しくなる。だからヒルを殺すような何かを混ぜる。メントールは反応してポロツと落ちますので、その後死ななければまた上がってくるので、殺すようなものというたとえばエチルアルコールかメチルアルコールを混ぜて、そ

れでヒルが落ちて死ぬ。ヒルの防除ないしはたかった瞬間的に効果がある何かを考えられるのではないか。これはどこか製薬会社に話して特許でもお取りになったら如何かと思うんです。というのは全国的にヒルでは悩んでいるんですね。

でも私はいつも申し上げるんですが、ヒルの被害というのは要するにアメニティの問題であって、あの小さなヒルに血を吸われたからといって誰も死ぬようなことはないし、あれで伝染病などが媒介されるということもないので、我慢すれば何でもないことですね。シカのいる所に行けばヒルがいるのは当たり前、いればたかるのは当たり前、たかれば血を吸われるのは当たり前だというふうに割り切ってしまうと全然平気なんです、今のほとんどの人々はヒルの問題で大騒ぎをする。ですから、県民の森のような所は、県民が利用なさっているんで、ヒルに食われたとなったら苦情は全部県にくるんですね。そうすると県では自然保護課にそれが全部きますので、何かそういうようなこともお考えになるといい。非常に効果があります、コロッと落ちます。

みんなタバコの煙をフーツとやったり、タバコの葉っぱを揉んでヒルに付けるとニコチンで外れるんですが、煩わしいですね。ところがスプレーなどでチュツチュツとかけるとキュツと固まってポロツと落ちる。あれは死ぬかどうか後を見てませんので、ちょっと。

これはアメニティの問題ですが、かなり大きな問題、特に都会から南房総へ観光に行った人たちがヒルにたかられて観光のイメージが下がっていることは、県としては決してプラスにはならないことだろうと思うんです。

蒲谷委員：

シカを減らさないとダメですね、ヒルを減らすためには。

柴田部会長：

さて、他にご意見がございますか。

いろいろな項目が出ていて、今イノシシの問題はどうなっておりますか。

自然保護課長：

イノシシについては爆発的に増えているのが現状でございます。千葉県では約1億円の農業被害が起きているというので、イノシシについては夜行性ということもあって、捕るのに非常に苦労しているのが現実でございます。

それで現在、先ほども申しましたが、わなによる捕獲が非常に効果があるということで、現時点においては県の方で助成金を出して捕獲しているのが現実です。ただ、千葉県下に何頭いるのか、これは全国的にもそうなのですが、イノシシの数を数える技術が現時点ではないものですから、把握ができない。対策は取ってはいるのですが、必ずそこら辺のことが出てきて苦慮しているのが現実でございます。

柴田部会長：

イノシシの方が場合によっては、人口爆発みたいなことが起きますと、シカ以上に大きな問題になる。あれはかなり危険な動物で、まだ死んだ方はいないと思いますが、かなり重傷を負う。特に牙で足を引っ掛けられたり、転倒すると致命的なまでの重傷を負う恐れがある、シカに比べるとかなり危険な動物です。ただ、イノシシは市場価格の高い動物ですので、あれを害獣と決めつけるよりか、森林生産物だとして商業ルートに乗せるということは真面目に考えていいですね。

自然保護課長：

その点は、市町村で動きが出ていまして、17年度にはそういうものをやりたいということで、施設を県の助成を受けて作っていきたいという動きはあります。これはイノシシが対象で、シカは今は考えてないと言われてしまいましたので、シカもやってもらったらいいのかなと思ったので調べたんですが、大多喜方面で考えているようでございます。

柴田部会長：

当然シカと裏表を成して大きな問題になってくるだろうと思います。キョンの問題がありますが、キョンは小さいからあれですが、やはり経済価値が比較的高い動物で、シカとイノシシとキョンは食材として南房総の観光などに活かせるのではないかと思います。

イノシシは、この手の業者の方はカナダで養殖しているイノシシを輸入しているんですね。その養殖しているイノシシは純粋な、いわゆるイノブタでないイノシシで、しかも抗生物質とかそういう薬を使って養殖しているのではない、純粋培養のイノシシだということを売りにしてコールドチェーンで入れているんですね。それだったら、南房総のイノシシに商品価値を生ませることは不可能ではない。

神奈川県は、丹沢山麓に温泉宿がたくさんあってシシ鍋が名物になっているのですが、丹沢で捕れるイノシシで賄い切れないので、南アルプスの麓の愛知県から買い付けているんです。千葉県は目の前にそういう有力な市場があるのに、ただ駆除して捨ててしまうというのはもったいない限りだと思いますから、これも先々の話題として…。

蒲谷委員：

17年度で大多喜町でイノシシのそういう施設を造るということですが、県でどのぐらい補助金を出しているのですか、大まかに。

自然保護課長：

これが県の農林事業なんです、食材という意味で流通させようと思ってますので、処理業の許可と販売業の許可を取らなければいかんという面がありまして、この辺を次年度に取ってやっていきたいという情報が農林部に入っている。農林部の方でもその成否について部分助成をということを考えているようです。まだ私どもで明確に押さえている数字はないのですが、環境でやるという話ではないんです。

蒲谷委員：

県議会などで議題になったとか…。

自然保護課長：

それはまだ。たぶんそれほど明確ではないと思います。議会は終わっておりますが、予算化されたかどうかは聞いておりません。

内田委員：

食べるというのは、減らすには一番早いですよ。

柴田部会長：

食べるというのは本当に一番早いんですよ。真面目に食べるとすぐいなくなります。アメリカの旅行鳩は有名ですが、空が暗くなるぐらいいたのを、白人のハンターが来て撃ちまくって絶滅させてしまったんです。ですから、人間が食べるということはものすごいことで…。

内田委員：

そうすれば、さっき湯浅先生がおっしゃった、捕まえたらどうしようというのは、そのまま食材で行ってしまえばいいわけですからね。

柴田部会長：

課長さんがおっしゃるように、野獣の肉を市場に出すには、例えばと場検査官がいて検査したあの青い印を押さなければいけない。そのと場検査官が来ないというから、それを来させるようにするのが行政だと思うんです。あれは獣医師ですから獣医の資格がある人でないとできないのですが、僕は実は獣医の資格を持っているんです。だから僕でよければ僕が行って検査して、それこそめくら印という叱られますが、視力障害者印でワーツと押せば…、何かというと行政はそういうネガティブな要素を挙げて嫌がって、よその部局の人はなんだかんだと皆逃げってしまう。習志野の空挺部隊が「私たちは人を撃つけど、獣は撃ちません」って、何をぬかさかということですよ。

蒲谷委員：

逃げないでやってみればいいんじゃないですか。

柴田部会長：

クマなどでさえ、いま1頭20万か30万円で、山奥の温泉宿では買い上げて、巨大なチェンバーという冷凍庫がありますね、その中に吊しておいて年間安定供給する。5人ぐらいのハンターがお互いにトランシーバーか何か使ってジムニーのような車で追いまくって、バンと撃つとそれがすごい金になる。それを法的には有害鳥獣駆除という名目で猟期外に撃つ、ある種の

アングラなシステムが出来ているんです。私も実はアングラでなくてそれを食べたんですが、このぐらいのお皿にクマのお腹の筋肉のところをスライスしたものを3枚か5枚で750円ですよ。バカみたいだと思うんですが、十分経済価値があるんですね。だから、野獣だからといって捕って埋めてしまうとか、法律の中には焼却処分をなさいと書いてある。焼却は焼くことで、処分とは食べることだと解釈すればいい。

内田委員：

外国で食べると美味しいですものね。

柴田部会長：

野獣の中では最高に美味しいですよ。しかも千葉県のイノシシは、何かイノブタが野生化したとか、もともとオリジナルなのがいるという話もあって、これは遺伝子解析でもしなければいかんだろうと。

湯浅委員：

いま部会長さんからイノシシ資源の関係が出ましたが、実は私どもからすると、今日ご議論いただいたシカよりも、深刻度はイノシシの方がはるかに高いんです。それで、これは特定鳥獣保護ではなくて、特定有害鳥獣というぐらいな感じなんですね。これは千葉県だけでも大変な被害が出ているのですが、話を聞くとよその県でもいろいろあるんですね。ですから、まあ国の方針もあるでしょうけれども、それぞれよい事例をどんどんお持ち寄りいただいて、イノシシの被害をなくせるような形を是非ともひとつお願いしたいと思います。私は前回のこの審議会でイノブタとイノシシは全然違うんだと申し上げたことがあります、そのような意味合いで、何とかひとつこれを削減できるような形で、県行政の方でお骨折りいただければというふうに思っております。

柴田部会長：

水田とかさつま芋畑なんて一晩でもって壊滅的な打撃です、シカどころじゃないですね。

他にご意見がなければ、議案第1号「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の策定について」は、原案どおりに了承するという事によろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議ないものと認めて、原案どおり了承することといたします。

それでは、これを以て議案審議は終わりとしたと思いますが、本日の議事録は、後日、事務局が整理して、本日出席の委員のご了承をいただいた上で公開することにいたします。

また、議事録が出来るまでの間、公開する議事要旨については事務局で作成して、部会長の私が確認した上で公開することにしたいと思います。これは手続のこともありますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これで司会の役は事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

閉会

司会(渡邊副課長):

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、また長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもって、本日の千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会いたします。